

# 事業評価調書〔新規要求公共事業〕

<様式1>

評価対象事業名	水利施設等保全高度化事業 【畑地帯総合整備型(畑地帯担い手育成型)】		
長崎県総合計画上 の位置づけ	政策	8	元気で豊かな農林水産業を育てる
	施策	(3)	農林業の収益性の向上に向けた生産・流通・販売対策の強化
	主要事業	④	担い手確保のための生産基盤の整備

作成年月日	令和元年 11月 27日		
事業所管	農林 計画調整	部 班	農村整備 課 (内線) 2964
課(室)長名	土井 幸寿		

## 1. 事業の概要

事業概要	<事業の主な実施内容> 意欲ある経営体を地域農業の担い手として効率的かつ安定的な経営体として育成し、農地集積等による経営規模拡大を実現するため、多様な営農形態にきめ細かく応じつつ、畑地帯の区画整理、畑地かんがい施設等の生産基盤の整備及び生産・集落環境整備を総合的に実施する。			
	<国の主な採択基準> ・農業生産基盤整備の受益面積が、おおむね20ha(中山間地域・樹園地10ha)以上であること。 ・事業完了時における受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合が50%以上であること。			
	<負担区分> (%)	国	県	地元

50	30	20
55	27.5	17.5
55	30.5	14.5

## 3. 令和2年度新規要求箇所

no.	事業箇所名	市町村名
1	鈴田・内倉	大村市
2	津波見	南島原市
3	富江・日の出	五島市
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		

## 2. 新規要求における事業評価の視点

事業評価 の視点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の要望が高く、円滑な事業執行の環境が整っていること。</li> <li>・投資効果が見込まれること。</li> <li>・計画内容、施設規模が、経済的な計画となっていること。</li> <li>・地域の整備計画との整合が取れていること。</li> <li>・関係機関等との協議・調整が整っていること。</li> </ul>
-------------	---

令和2年度新規要求箇所評価調書(水利施設等保全高度化事業(畑地帯総合整備型))

<様式2>

(ふりがな) 事業箇所名	市町村名	事業主体	事業完了 予定年度	事業概要 (上段:全体、下段:R2)	事業費(単位:千円) (上段:全体、下段:R2)					新規要望理由 (必要性、目的、効果、優先性、緊急性等)	地域の要望等	総合 評価
					事業費	国費	県費		市町村費等			
							県債	一般財源				
すずた・うちから 鈴田・内倉	大村市	県	R7	・区画整理A= 17.6ha ・畑かん A= 21.5ha	950,000	475,000	235,100	49,900	190,000	鈴田・内倉地区は、大村市南西部に位置する樹園地と畑作地帯である。 主にみかんやねぎが作付けされているが、現況ほ場は、狭小不整形で分散しており、地区内の道路は、幅員が狭く離合が困難で排水路も未整備であり、かんがい用水や防除用水は遠方の河川より取水・運搬しており、非効率な営農が強いられている。 このような課題を解消するために、区画整理及び畑地かんがい施設の整備を行い、営農意欲が高い担い手に農地を集積し、農業競争力強化を図るものである。 本地区受益者が事業にかかる期待は大きく、農業を取り巻く不安定な情勢のなか、産地間競争に勝ち抜くために早急な事業実施が必要である。	平成28年11月大村市内倉町の担い手他地元関係者より農地の基盤整備事業の実施について大村市へ要望が出されている。 平成29年1月に受益者により事業推進協議会が設立され、地元調整など事業化に向けた積極的な取り組みが行われている。 現在の同意率は98%(47名/48名)。 上記のとおり、本事業に対する農家の期待は大きく、事業実施に対する体制は整っており、早期着工・完成が望まれている。	A
				・基本設計 N=1式 ・換地計画 N=1式	43,000	21,500	10,600	2,300	8,600			
				費用便益比		B/C=1.05>1.00		負担割合 国:県:地元=50%:30%:20%				
つばみ 津波見	南島原市	県	R11	・区画整理A= 110.1ha ・畑かん A= 100.5ha	7,013,000	3,857,150	1,735,700	192,875	1,227,275	津波見地区は、南島原市加津佐町に位置し、東西を広域農道と国道で挟まれた畑地帯である。主にばれいしょや玉ねぎが作付けされているが、地形が傾斜地でありほ場は狭小不整形で分散し、道路排水路も未整備であり非効率な営農が強いられている。 このような課題を解消するために、区画整理及び畑地かんがい施設の整備を行い、営農意欲が高い担い手に農地を集積し、農業競争力強化を図るものである。 本地区受益者が事業にかかる期待は大きく、農業を取り巻く不安定な情勢のなか、産地間競争に勝ち抜くために早急な事業実施が必要である。	平成25年3月、津波見振興協議会会長より農地の基盤整備事業の実施について、南島原市へ要望が出されている。 平成26年10月に受益者により事業推進委員会が設立され、地元調整など事業化に向けた積極的な取り組みが行われている。 現在の同意率は96%(269名/279名)。 上記のとおり、本事業に対する農家の期待は大きく、事業実施に対する体制は整っており、早期着工・完成が望まれている。	A
				・基本設計 N=1式 ・換地計画 N=1式	90,000	49,500	22,200	2,550	15,750			
				費用便益比		B/C=1.06>1.00		負担割合 国:県:地元=55%:27.5%:17.5%				

## 令和2年度新規要求箇所評価調書(水利施設等保全高度化事業(畑地帯総合整備型))

&lt;様式2&gt;

(ふりがな) 事業箇所名	市町村名	事業 主体	事業 完了 予定 年度	事業概要 (上段:全体、下段:R2)	事業費(単位:千円) (上段:全体、下段:R2)					新規要望理由 (必要性、目的、効果、優先性、緊急性等)	地域の要望等		総合 評価
					事業費	国費	県費		市町村費等				
							県債	一般財源					
とみえ・ひので 富江・日の出	五島市	県	R7	<ul style="list-style-type: none"> <li>区画整理A= 27.5ha</li> <li>畑かん A= 27.5ha</li> </ul>	856,000	470,800	196,400	64,680	124,120	<p>富江・日の出地区は、五島市の福江島南部にある富江半島のほぼ中央に位置する畑地帯である。主に葉たばこ、麦、ブロッコリーが作付けされているが、現況ほ場は不整形で分散しており、地区内の道路は、幅員が狭く離合が困難で排水路も未整備であり、かんがい施設は、老朽化が著しい状況である。</p> <p>このような課題を解消するために、区画整理及び畑地かんがい施設の整備を行い、営農意欲が高い担い手に農地を集積し、農業競争力強化を図るものである。</p> <p>本地区区受益者が事業にかける期待は大きく、農業を取り巻く不安定な情勢のなか、産地間競争に勝ち抜くために早急な事業実施が必要である。</p>	<p>平成25年2月に五島市と富江土地改良区、富江町の担い手農家等地元関係者により、農地の基盤整備事業の実施について、合意形成が図られている。</p> <p>平成27年11月に受益者により事業推進協議会が設立され、地元調整など事業化に向けた積極的な取り組みが行われている。</p> <p>現在の同意率は90%(54名/60名)。 上記のとおり、本事業に対する農家の期待は大きく、事業実施に対する体制は整っており、早期着工・完成が望まれている。</p>		A
				<ul style="list-style-type: none"> <li>基本設計 N=1式</li> <li>換地計画 N=1式</li> </ul>	43,000	23,650	9,800	3,315	6,235				
合計					8,819,000	4,802,950	2,167,200	307,455	1,541,395				
					176,000	94,650	42,600	8,165	30,585				

# 事業評価調書〔新規要求公共事業〕

<様式1>

評価対象事業名	農業競争力強化農地整備事業 【農地整備事業(中山間地域型)】		
長崎県総合計画上の位置づけ	政策	8	元気で豊かな農林水産業を育てる
	施策	(3)	農林業の収益性の向上に向けた生産・流通・販売対策の強化
	主要事業	④	担い手確保のための生産基盤の整備

作成年月日	令和元年 11月 27日		
事業所管	農林部 計画調整	農村整備 班 (内線)	課 2964
課(室)長名	土井 幸寿		

## 1. 事業の概要

事業概要	<p>&lt;事業の主な実施内容&gt; 意欲ある経営体を地域農業の担い手として効率的かつ安定的な経営体として育成し、農地集積等による経営規模拡大を実現するため、水田の区画整理を基本とし、これと密接な関係にある客土、暗渠排水、用排水路等の生産基盤の整備及び生産・集落環境整備を総合的に実施する。</p>								
	<p>&lt;国の主な採択基準&gt; ・農業生産基盤整備の受益面積が、おおむね10ha以上であること。 ・事業完了時における受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合が50%以上であること。(現況が40%未満の場合)</p>								
<p>&lt;負担区分&gt; (%)</p> <table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>県</td> <td>地元</td> </tr> <tr> <td>55</td> <td>30</td> <td>15</td> </tr> </table>		国	県	地元	55	30	15	<p>&lt;県費の継ぎ足し&gt; <input checked="" type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無 (中山間、離島)</p>	
国	県	地元							
55	30	15							

## 2. 新規要求における事業評価の視点

事業評価の視点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の要望が高く、円滑な事業執行の環境が整っていること。</li> <li>・投資効果が見込まれること。</li> <li>・計画内容、施設規模が、経済的な計画となっていること。</li> <li>・地域の整備計画との整合が取れていること。</li> <li>・関係機関等との協議・調整が整っていること。</li> </ul>
---------	---

## 3. 令和2年度新規要求箇所

no.	事業箇所名	市町村名
1	大野	平戸市
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		

## 令和2年度新規要求箇所評価調書(農業競争力強化農地整備事業)

&lt;様式2&gt;

(ふりがな) 事業箇所名	市町村 名	事業 主体	事業 完了 予定 年度	事業概要 (上段:全体、下段:R2)	事業費(単位:千円) (上段:全体、下段:R2)					新規要望理由 (必要性、目的、効果、優先性、緊急性等)	地域の要望等	総合 評価
					事業費	国費	県費		市町村費等			
							県債	一般財源				
おおの 大野	平戸市	県	R7	・区画整理A= 28.5ha	1,222,000	672,100	302,400	64,200	183,300	<p>大野地区は、平戸市北東部に位置し、山麓の斜面と谷底平野に広がった水田地帯である。現況は水稲の他、玉ねぎ等が作付されているが、ほ場は狭小不整形で分散しており、道排水路は未整備であり、非効率的な営農が強いられている。加えて、用水は湧水やため池に頼っており水源に乏しく、田越しかんがいであるため用水管理に苦慮している。地区一体は、湧水の湧出により湿田化しており、裏作物の導入が困難な状況にある。</p> <p>このような課題を解消するために、区画整理により総合的に整備し、営農意欲が高い担い手に農地を集積し、農業競争力強化を図るものである。</p> <p>本地区受益者が事業にかかる期待は大きく、農業を取り巻く不安定な情勢のなか、産地間競争に勝ち抜くために早急な事業実施が必要である。</p>	<p>平成27年6月、大野地区地域住民より農地の基盤整備実施について平戸市へ要望が出され、農地の基盤整備事業の勉強会を開始した。</p> <p>平成30年3月に受益者により事業推進委員会が設立され、地元調整など事業化に向けた積極的な取り組みが行われている。</p> <p>現在の同意率は93%(51名/55名)。</p> <p>上記のとおり、本事業に対する農家の期待は大きく、事業実施に対する体制は整っており、早期着工・完成が望まれている。</p>	A
				・基本設計 N=1式 ・換地計画 N=1式	30,000	16,500	7,400	1,600	4,500			
合計					1,222,000	672,100	302,400	64,200	183,300			
					30,000	16,500	7,400	1,600	4,500			

# 事業評価調書〔新規要求公共事業〕

<様式1>

評価対象事業名	農村地域防災減災事業(ため池整備)		
長崎県総合計画上の位置づけ	政策	8	元気で豊かな農林水産業を育てる
	施策	(4)	地域の活力と魅力にあふれる農山村づくり
	主要事業	②	農山村地域の暮らしを支える環境整備

作成年月日	令和元年 11月 27日		
事業所管	農林部 計画調整	部 班	農村整備課 (内線) 2964
課(室)長名	土井 幸寿		

## 1. 事業の概要

事業概要	<事業の主な実施内容>				
	<ul style="list-style-type: none"> <li>農村地域には、老朽化したため池や急傾斜地等が存在し、集中豪雨や地震等により甚大な災害が発生する恐れが高い。こうした地域において、農村住民の生命、財産及び生活を災害から守るため、農地や農業用施設の被害防止対策のみならず、総合的な農村の防災・減災対策を優先度に応じて実施する。</li> </ul>				
事業概要	<国の主な採択基準>				
	<ul style="list-style-type: none"> <li>農村地域防災減災総合計画等の策定(ため池整備事業の実施要件)</li> <li>受益面積10ha以上(中山間地域は5ha以上) ※高度な技術を要する場合は2ha以上</li> <li>事業費800万円以上</li> </ul>				
事業概要	<負担区分>			<県費の継ぎ足し>	
	(%)	国	県	地元	
事業概要	県営	50	29	21	(内地・一般地域) <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
		55	29	16	(内地・中山間地域等) <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
事業概要	団 体 営	60	31	9	(離島) <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
		50	15	35	(内地・一般地域) <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
事業概要	団 体 営	55	15	30	(内地・中山間地域等) <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		60	15	25	(離島) <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

## 2. 新規要求における事業評価の視点

事業評価の視点	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の要望が高く、災害の未然防止が図られること。</li> <li>投資効果が見込まれること。</li> <li>計画内容、施設規模が経済的な計画となっていること。</li> <li>地域の整備計画との整合が図られていること。</li> <li>関係機関との協議・調整が整っていること。</li> </ul>
---------	---

## 3. 令和2年度新規要求箇所

no.	事業箇所名	市町村名
1	赤似田	大村市
2	新地	西海市
3	島原	島原市
4	平戸2期	平戸市
5	流失	佐世保市
6	舌岐	舌岐市
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		

## 令和2年度新規要求箇所評価調書(農村地域防災減災事業)

&lt;様式2&gt;

(ふりがな) 事業箇所名	市町村 名	事業 主体	事業 完了 予定 年度	事業概要 (上段:全体、下段:R2)	事業費(単位:千円) (上段:全体、下段:R2)					新規要望理由 (必要性、目的、効果、優先性、緊急性等)	地域の要望等	総合 評価
					事業費	国費	県費		市町村費等			
							県債	一般財源				
あかした 赤似田	大村市	県	R6	・ため池整備 N=1箇所	305,000	167,750	79,600	8,850	48,800	赤似田地区は、調査計画事業を平成25年度より実施しており、現況の農業用施設の安全性評価の結果、整備が必要と判断されたため、整備を行うものである。 赤似田ため池は、改修基準値を超える漏水等により決壊の恐れがあり、下流域の農地、家屋、公共用施設等への被害を未然に防止するため早急に整備を行う必要がある。	平成28年11月に赤似田ため池管理者である水利組合に対し、ため池の点検結果を示し協議した結果、平成29年3月に水利組合からため池改修について、大村市に対し要望がなされている。	A
				・実施設計 N=1式	21,000	11,550	5,400	690	3,360			
				費用便益比	B/C=10.55>1.00		負担割合	国:県:地元=55%:29%:16%				
しんち 新地	西海市	県	R6	・ため池整備 N=1箇所	141,000	77,550	36,800	4,090	22,560	新地地区は、調査計画事業を平成25年度より実施しており、現況の農業用施設の安全性評価の結果、整備が必要と判断されたため、整備を行うものである。 新地ため池は、改修基準値を超える漏水等により決壊の恐れがあり、下流域の農地、家屋、公共用施設等への被害を未然に防止するため早急に整備を行う必要がある。	平成29年2月に新地ため池の管理者等に対し、ため池の点検結果を示し協議した結果、平成29年3月にため池関係自治会(黒口行政区)と新地耕作者組合の連名で西海市に対し要望がなされている。	A
				・実施設計 N=1式	18,000	9,900	4,600	620	2,880			
				費用便益比	B/C=3.48>1.00		負担割合	国:県:地元=55%:29%:16%				
しまら 島原	島原市	県	R7	・ため池整備 N=5箇所	478,000	262,900	124,700	13,920	76,480	島原地区は、調査計画事業を平成26年度より実施しており、現況の農業用施設の安全性評価の結果、整備が必要と判断されたため、ため池5箇所について整備を行うものである。 これらのため池は、法面侵食による堤体断面不足や排水施設の断面不足及び堤体からの改修基準値を超える漏水等により決壊の恐れがあり、下流域の農地、家屋、公共用施設等への被害を未然に防止するため早急に整備を行う必要がある。	平成26年2月に寺中、山之内、古屋地、清水、植松の5ため池管理者である水利組合に対し、ため池の点検結果及び漏水状況等を示し協議した結果、平成26年2月に各水利組合からため池改修について島原市に対し要望がなされている。	A
				・実施設計 N=1式	10,000	5,500	2,600	300	1,600			
				費用便益比	B/C=2.29>1.00		負担割合	国:県:地元=55%:29%:16%				

令和2年度新規要求箇所評価調書(農村地域防災減災事業)

<様式2>

(ふりがな) 事業箇所名	市町村 名	事業 主体	事業 完了 予定 年度	事業概要 (上段:全体、下段:H31)	事業費(単位:千円) (上段:全体、下段:H31)					新規要望理由 (必要性、目的、効果、優先性、緊急性等)	地域の要望等	総合 評価
					事業費	国費	県費		市町村費等			
							県債	一般財源				
ひらと 平戸2期	平戸市	県	R8	・ため池整備 N=5箇所	454,000	249,700	118,400	13,260	72,640	平戸2期地区は、調査計画事業を平成26年度より実施しており、現況の農業用施設の安全性評価の結果、整備が必要と判断された、ため池5箇所について整備を行うものである。これらのため池は、改修基準値を超える漏水等により決壊の恐れがあり、下流域の農地、家屋、公共用施設等への被害を未然に防止するため早急に整備を行う必要がある。	平成26年11月に茅場、平成27年2月に鳴山、焼山の堤、平原、黒岩のため池管理者である水利組合に対し、ため池の点検結果を示し協議した結果、平成26年11月～平成27年2月に各水利組合からため池改修について、平戸市に対し要望がなされている。	A
				・実施設計 N=1式	17,000	9,350	4,400	530	2,720			
				費用便益比	B/C=1.33>1.00		負担割合	国:県:地元=55%:29%:16%				
ながれや 流矢	佐世保市	県	R4	・ため池整備 N=1箇所	89,000	48,950	23,200	2,610	14,240	流矢地区は、調査計画事業を平成30年度に実施しており、現況の農業用施設の安全性評価の結果、整備が必要と判断されたため、整備を行うものである。流矢ため池は、改修基準値を超える漏水等により決壊の恐れがあり、下流域の農地、家屋、公共用施設等への被害を未然に防止するため早急に整備を行う必要がある。	平成29年8月に流矢ため池の水利組合より、漏水が著しく水稲作付けに支障があるとの事で、ため池改修について、佐世保市に対し要望がなされている。	A
				・実施設計 N=1式	7,000	3,850	1,800	230	1,120			
				費用便益比	B/C=2.26>1.00		負担割合	国:県:地元=55%:29%:16%				
いさ 吉岐	吉岐市	県	R7	・ため池整備 N=4箇所	223,000	133,800	62,200	6,930	20,070	吉岐地区は、調査計画事業を平成25年度より実施しており、現況の農業用施設の安全性評価の結果、整備が必要と判断された、ため池4箇所について整備を行うものである。これらのため池は、改修基準値を超える漏水等により決壊の恐れがあり、下流域の農地、家屋、公共用施設等への被害を未然に防止するため早急に整備を行う必要がある。	平成25年8月に高尾、辻山、東ノ木、木堂第2のため池管理者である水利組合に対し、ため池の点検結果を示し協議した結果、平成26年10月、11月及び12月に各水利組合からため池改修について、吉岐市に対し要望がなされている。	A
				・実施設計 N=1式	33,000	19,800	9,200	1,030	2,970			
				費用便益比	B/C=1.53>1.00		負担割合	国:県:地元=60%:31%:9%				
合計					1,690,000	940,650	444,900	49,660	254,790			
					106,000	59,950	28,000	3,400	14,650			